

HIRAKI & ASSOCIATES

Newsletter

JULY 2019

2019年7月1日発行 第15号 [編集・発行] 平木国際特許事務所 <http://www.hiraki-patent.co.jp/> E-mail : hiraki@hiraki-patent.co.jp

平木国際特許事務所 ニューズレター

vol. 15



平木国際特許事務所 ニューズレター

Contents

目次

挨拶

03 所長退任のご挨拶

会長・弁理士／平木祐輔

04 所長就任のご挨拶

所長・特定侵害訴訟代理業務付記弁理士／平木康男

05 平木国際特許事務所の新たなあゆみ

平木祐輔所長から平木康男所長へ

副所長・弁理士／藤田 節

判例紹介

06 物・方法の発明におけるサポート要件の判断の差異

弁理士／岩田 純

報告

09 スポーツ部活動報告

国内事務グループ／上野治子

解説

10 「進歩性の理解」～進歩性の判断手法について～

弁理士・機械・電気部門統括／林 浩

特許トピックス

12 知的財産豆問答～侵害注意！著作権の巻～

所長・特定侵害訴訟代理業務付記弁理士／平木康男・業務支援グループ／石井佳恵

随想

14 連載 | 第五回 生物に学ぶ経営戦略 | Episode 5**競争なき新天地を目指せ****パイオニア戦略「食性転換」**

弁理士／漆山誠一

挨拶



所長退任のご挨拶

平木祐輔

Hiraki Yusuke 平木国際特許事務所 会長・弁理士



皆 様におかれましては、いつも当事務所にご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、令和元(2019)年6月末をもって、当事務所の所長職から退くこととなりました。

昭和59(1984)年10月に特許庁を退職後、弁理士となり、平木特許事務所を開設してから今年で35年。あつという間とはさすがに申せませんが、そんなに長い間経っていたのか…というのが率直な思いでございます。

昭和36(1961)年の大学農学部卒業当時、健康が万全ではなかったため企業就職の道はなく、国家公務員をめざしましたが、本命の農林省は健康懸念のため不合格になってしましました。ところが、捨てる神あれば拾う神ありで、どのような事情かその年だけ特許庁が国家公務員の農学職1名を募集しており、思ってもみない特許庁審査官の職につくことになったのです。

農学部出身であったことから、特許庁在任時代は、植物特許、動物特許、微生物特許、遺伝子特許等のいわゆるバイオ特許の審査基準作成や、実際の審査を経験していました。その経験を活かしたいと、特許事務所を開業いたしました。最初は木造2階建てのおんぼろビルにあるわずか数坪の事務所、取り扱い分野も特許庁時代の専門である、バイオ・化学分野の国内案件のみ、からのスタートでした。それでも俗にいう「一国一城の主」になったことが本当に嬉しかったことと、弁理士として世の中に貢献したいと強く願ったことをはつきりと覚えております。

幸い、スタート時からお客様のご依頼は比較的順調にいただいておりました。私の特許庁時代の植物特許やバイオ特許への関わりが比較的広く知られていたことと、当時、いわゆるバイオテクノロジーの第一次ブームにあたっていたことが大きかったのではないかと考えております。

その後、お客様のご紹介や口コミなどで、バイオ・化学分野以外の機械・電気分野のお客様からもご依頼をいただけるようになってきました。さらに、当初国内案件のみだった取り扱い分野も、内外、外内案件にも拡大、平成元(1989)年には事務所名を「平木国際特許事務所」に改称いたしました。

その後もお客様のご愛顧のお陰をもちまして、事務所も成長してまいりました。事務所移転も6回を数え、人数も、創業時、私と事務職員2人の3名でのスタートでしたが、現在では総数110余名となっております。

開業前は、家族、親戚、友人、知人などから、弁理士は客商売なのだから、おまえのような口下手でお世辞の一つも言えない不器用な人間には、弁理士など土台向いてないと口々に言われたものでした。それが曲がりなりにもこうしてやってこられましたのは、お客様のご支援の賜物であることは勿論ですが、所員一同が一体となってお客様を第一に思い、ひたすら誠実にやっていたからにほかならないと自負しております。

私の理念に賛同し、日々懸命に頑張ってくれている所員達には感謝の言葉もありません。

このように、私の後半生のすべてといつていいこの事務所のために、懸命に頑張ってまいりましたが、数年前よりこれまで以上に衰えを強く感じるようになりました。

幸い年の割にはまだ健康であると自負しておりますが、だからこそ、元気なうちに後進にバトンをわたしておくべきである、と退任を決意いたしました。

後任の所長には、先月まで弊所の副所長を務めておりました平木康男が就任いたしました。まだまだ未熟者ではございますが、副所長筆頭の藤田節ともども全所員一丸となって、お客様に変わらぬサービスを提供させていただけよう努めますので、何卒ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

私自身も弊所の会長として、これまでよりは一歩引いた形で携わっていこうと考えております。

お客様には長年にわたり、弊所にご愛顧を賜り、かつ私個人といたしましても大変お世話になりました。

これまでのご厚情に心より感謝申し上げるとともに、今後とも弊所のサービスをご利用賜りますよう伏してお願ひ申し上げます。

ありがとうございました。



所長就任のご挨拶

平木康男 | Hiraki Yasuo 平木国際特許事務所 所長・特定侵害訴訟代理業務付記弁理士

本年7月1日をもって、平木国際特許事務所の所長に就任いたしました、平木康男でございます。

本来はお客様お一人お一人に直接ご挨拶申し上げるべき所、このような誌面を借りてのご挨拶になることをお許しください。

弊所は昭和59年に前所長(現・会長)の平木祐輔が創業して以来、バイオ・化学分野を筆頭に、機械・材料、電気・情報等の幅広い分野のお客様にご愛顧を賜ってまいりました。

出願形態といたしましても、いわゆる国内、内外、外内の全分野にわたってお取り扱いをさせていただいております。

また、特実、意匠、商標のみならず、農林水産省が審査を担当する植物新品種登録(国内、内外、外内とも)を長年にわたり取り扱わせていただいているのも弊所の大きな特色といえると思います。

近年では、いわゆる出願代理、中間手続、審判手続、訴訟等の業務だけではなく、ライセンス交渉などの権利化後の諸手続、さらにはお客様の知財に関するコンサルティング業務や、セミナー活動も積極的に行っております。

弊所は創業以来一貫して、「親切に、迅速に、クオリティの高いサービスを提供する」ことをモットーに今日まで歩んで参りました。

お客様の素晴らしいアイディアの真価を探り、価値をさらに高め、お客様の業務に貢献するー 弊所のこの基本方針は創業以来、変わっておりません。

この基本方針は前所長の平木祐輔の信念であり、この基本方針の下、全所員が日々全力で努力いたしております。

近年では弁理士の数が増加し、また、世の中の知財に対する価値観にも大きな変化が生じています。

弊所としましてはこのような変化にも対応しつつ、変わらずお客様に「親切に、迅速に、クオリティの高いサービスを提供」してまいります。

本年5月には元号が改まり令和となりました。そして、この秋、弊所は創業35周年を迎えます。

このような節目となる年に所長に就任いたしましたことは、より一層身の引き締まる思いです。

まだまだ未熟者ではございますが、全所員と共に全力で取り組んでまいる所存でございます。

何卒、ご指導ご鞭撻の程、よろしくお願ひ申し上げます。

令和元年7月

挨拶



平木国際特許事務所の新たなあゆみ

平木祐輔所長から平木康男所長へ

藤田 節 | Fujita Takashi 平木国際特許事務所 副所長・弁理士



平木祐輔会長のもとで

初めての会長との出会いは、三十数年前のある会合でのことであった。私はまだ就職したばかりの1年生で、会長は特許庁をご退官され、開業されて一人事務所を立ち上げられていきました。その会合で、会長が、これからクライアントと関係を築くためどのようなことをされようとしているかをお話しされるその姿が、非常に真摯で印象的であったのを今でも覚えております。

会長は初期のころから事務所を大きくする夢を常に語られていましたと、石井前副所長からよく聞きました。それが、所員のモチベーションとなり、事務所への吸引力ともなったと感じております。会長が植物の特許保護で、石井前副所長が微生物・遺伝子の特許保護で、それぞれ先駆者であったことから、動物、医薬、再生医療も含めたバイオ分野の特許保護のパイオニアとして平木国際特許事務所を築かれました。今では、機械、電気、商標、意匠をも含めた総合特許事務所に発展しております。現在も日々ご依頼いただけるのも、これらの積み重ねがあったからだと感じております。

当事務所に転職した約20年前、会長が開業された頃からお付き合いのある米国事務所の特許弁護士から、「平木所長は正月元旦以外休まれることがなく、週末も事務所でお仕事をされていた。これにはすごく感服した」と話されるのを耳にしました。事務所の発展のために、身を粉にしてこられたものと思います。ただ、会長が所員に求めたのは、いわゆる昭和のモーレツ所員ではなく、むしろ、誠実な仕事をする所員であったように思います。そして、誠実な仕事を通じて、お客様へのよきサービスができると教えられたように思います。

特許業界の方の中には、事務所規模が大きくなつても、陣頭指揮をとられる所長もおられることは思います。他方、平木会長は、「衆知を集め経営を行う」と日頃話されており、よく所員の話に耳を傾けられ、所員の自主的な努力を引き出されていると感じることが多くあります。

一人事務所から、今の平木国際特許事務所までに育てる中、所員の意見も踏まえ、会長が所員とともに、幾多の試練を乗り越えられた、その結果が今に平木国際特許事務所につながっているものと考えております。

このたび、平木祐輔前所長が会長に就任され、ご子息の平木康男が所長の職を引き継がれることをご決断になりました。これにより、平木国際特許事務所の新たなページが開かれると所員一同喜んでおります。

平木康男新所長の時代へ

平木康男新所長は、商標を中心にされていたが、平木祐輔前所長の植物特許に引き続き、種苗グループを盛り立ててこれら、現在では、当事務所で一番の成長分野にまで育てられています。

また、特許出願数の縮小を前にした弁理士業務の将来を見据え、著作権にも関心が高く、弁理士会著作権委員会委員長を務められたのを始め、著作権保護分野で広く活躍されています。更には、機能や品質といった技術中心の時代から、デザインが先導する時代に変わってきたいると昨今言われていますが、内外意匠業務の拡大にも力を入れられてきました。芸術、音楽にも造詣が深く、美を語るときには生き生きとされています。きっと、技術とは異なる新たな視点で、平木国際特許事務所をより高度に進化させていかれるであろうと思っております。

世代交代

私は、奈良の生まれですが、数年前、春日大社で、20年に一度神社社殿を新しくする式年造替が行われました。新しいお社は気持ちのいいもので、新たな力を感ずる。木でできたお宮を、20年ごとに造り替えることで、1200年にわたり引き継がれているのを目になると心が休まります。

その春日大社も、興福寺と一体となった神仏習合、明治の神仏分離など時代の大きな変化を受けたと聞く。言葉では伝わらない、各世代の工夫があったであろう。

平木祐輔前所長は、寡黙なリーダーとして事務所を率いてこられましたが、平木康男新所長は、話すこと得意とされており、様々な場所での講演や執筆と、活躍されています。成長が続いている時代から、人口が減る時代へと変わる中、新所長が新たな時代にふさわしい形で事務所を率いていかれると信じております。

判例紹介



物・方法の発明における サポート要件の判断の差異

岩田 純 | Iwata Jun 平木国際特許事務所 弁理士

1. はじめに

特許要件の判断において発明の課題の認定は重要である。本稿では、サポート要件の判断における発明の課題の認定において、物の発明と方法の発明とで異なる課題を認定した例について紹介する。

2. 事業の概要

知財高裁平成29年1月31日判決

平成27年(行ケ)第10201号 審決取消請求事件

被告は、発明の名称を「容器詰飲料」とする特許第5256370号(以下、「本件特許」という。)の特許権者である。

原告は、新規性欠如、進歩性欠如、実施可能要件違反、サポート要件違反及び明確性要件違反を無効理由として本件特許の無効審判請求をしたところ、被告は、特許請求の範囲の訂正を求める訂正請求を行い、特許庁は、①本件訂正を認める、②請求項1、3、4に係る発明についての特許を無効とする、③請求項2、5～16に係る発明についての審判請求は成り立たないとする審決をした。

本件の争点は、①訂正要件(新規事項追加、目的要件、特許請求の範囲の実質的変更)判断の誤り、②記載要件(実施可能要件、サポート要件、明確性要件)判断の誤り、③進歩性判断(相違点5、8、9、10、12、14の容易想到性の判断)の誤りである。

3. 本件発明の内容

[請求項1] (本件訂正発明1)

「次の成分(A)及び(B)：(A)イソクエルシトリン及びその糖付加物0.03～0.25質量%、(B)エタノール、1-プロパノール、イソプロパノール…及びグリセリンから選択される1種又は2種以上の飲用可能な脂肪族アルコール0.001質量%以上1質量%未満を含有し、pHが2～5である容器詰飲料(成分(A)及び(B)が、酵素処理イソクエルシトリン15質量部

に対してグリセリン20質量部及びエタノール20質量部からなる場合、並びに酵素処理イソクエルシトリン15質量部に対するグリセリン35質量部及びエタノール20質量部からなる場合を除く)であって、加熱殺菌後に容器に充填したものである、容器詰飲料。」

[請求項2] (本件訂正発明2)

「製造直後の容器詰飲料のL*a*b*表色系におけるb*値が2.3、4.4、4.6、4.8、4.9、10.1、15.1又は15.6であり、前記b*値が前記容器詰飲料を試料として光路長10mmの石英セルに入れて分光光度計により測定されたものであり、且つ、成分(A)に対する成分(B)の質量比[(B)/(A)]が0.05～30である、請求項1記載の容器詰飲料。」

[請求項9] (本件訂正発明9)

「イソクエルシトリン及びその糖付加物を含有する加熱殺菌された容器詰飲料の色調変化抑制方法であって、次の成分(A)及び(B)を、(A)イソクエルシトリン及びその糖付加物0.03～0.25質量%、(B)エタノール、1-プロパノール、イソプロパノール…及びグリセリンから選択される1種又は2種以上の飲用可能な脂肪族アルコール0.001質量%以上1質量%未満となるように配合し、pHを2～5に調整する、イソクエルシトリン及びその糖付加物の色調変化抑制方法。」

(引用部分における下線は筆者が施した。以下同様である。)

なお、ここでは紙面の都合上、本件訂正発明2及び9におけるサポート要件の判断以外の判決内容の照会は省略する。

4. 審決の判断

審決は、本件訂正発明2は、実施例には(B)成分の添加量が本件訂正発明2の下限値である0.001質量%である場合の結果が示されていないものの、当業者は、実施例の結果から(B)成分の添加量が実施例よりも多少少ない添加量であっても、容器詰飲料の色調変化抑制効果を有すると考えるなどとして、サポート要件を満たすと判断した。

さらに、審決は、本件訂正発明9は、イソクエルシトリン等以外の物質を含有することを妨げるものではなく、本件明細書では、実施例と同様に比較例においても、イソクエルシ

トリン等及びアスコルビン酸を含む容器詰飲料を作製し、イソクエルシトリン等と共に飲用可能な脂肪族アルコールをそれぞれ特定量含有せしめ、更にpHを特定範囲内に調整することで、長時間にわたって保存しても色調が変化し難く、外観が保持されることを確認しているから、アスコルビン酸を含まないイソクエルシトリン等を含有する容器詰飲料であっても、色調変化を抑制することが理解できるなどとして、サポート要件を満たすと判断した。

■ 5. | 原告の主張

原告は、以下の取消事由を主張した。

(本件訂正発明2について)

「…すなわち、本件明細書は、 Δb^* =2.5である比較例3を、実施例ではなく比較例、すなわち色調変化が抑制されていない例として記載しているから、色調変化を抑制したといえるためには、少なくとも Δb^* が2.5よりも小さいことが必要である。しかるに、エタノールを0.001%添加したときの Δb^* が2.5よりも小さいことを本件明細書から理解することはできないから、本件訂正発明2、5~16にはサポート要件違反がある。…」

(本件訂正発明9について)

「…すなわち、請求項9~16は、イソクエルシトリン等の色調変化に起因する飲料の色調変化を課題としながら、実施例においてはイソクエルシトリンではなくアスコルビン酸の色調変化の発生・抑制を観察しており(甲40、69)、イソクエルシトリン等の色調変化抑制の効果を確認していないから、実施可能要件及びサポート要件に違反する。…」

■ 6. | 被告の反論

原告側の取消事由に対し、被告は以下の反論を提出了。

(本件訂正発明2について)

「…一方、比較例3は、実施例1~4のアルコールに代えて、同量の酢酸エチルを含有するところ、比較例3の Δb^* 値は2.5であるから、酢酸エチルを含有する場合でも、アルコールを含有する場合ほどではないが、多少の色調変化抑制効果が奏されることを理解できる。そうすると、本件明細書の実施例は、アルコールを含有しない比較例2との比較により、酢酸エチルでも色調変化抑制効果が多少認められるものの(比較例3)、アルコールを含有させることで、色調変化抑制効果が顕著に奏されるという技術的意義を具体的に裏付けるものであるから(実施例1~4)、酢酸エチルを含有する比較例3が「色調変化が抑制されていない例」として記載されてい

るものではない。…」

(本件訂正発明9について)

「…しかしながら、前記1(1)のとおり、甲40及び甲69は、審判手続において審理判断されなかつた事実に関する新たな証拠であるから、本件訴訟において、これらの証拠に基づく審決の違法性を主張することは許されず、取消事由3-4は、本件訴訟の審理の対象にはならない。仮に審理の対象になるとしても、前記1(1)のとおり、乙2によれば、甲69の実験結果に信用性は認められないから、原告の主張は、その前提において誤りがあり、失当である。審決は、「アスコルビン酸を含む」という条件において実施例と比較例は同一であるから、仮にアスコルビン酸を実施例及び比較例から除いても、アルコールの添加によってイソクエルシトリン及びその糖付加物の色調変化が抑制されるという傾向そのものは不变であると当業者は理解すると認定する。…」

■ 7. | 裁判所の判断

(本件訂正発明2について)

裁判所は、以下の理由から、原告の取消事由の主張には理由がないものとして審決を維持する判断を示した。

「…(1) 本件明細書の[0007]によれば、「長期間保存しても色調変化のし難いイソクエルシトリン及びその糖付加物を含有する容器詰飲料を提供すること」が、本件訂正発明2、5~8の課題であると認められる。そして、本件明細書には、「長期間保存しても色調変化のし難い」ことの明確な指標について説明はないものの、請求項2、5~8に記載の条件を満たす実施例1~12((B)アルコール類の含有量0.01~0.50質量%)は、製造直後と55°Cで7日間保存後の容器詰飲料の b^* 値の差(Δb^*)が0.9~2.0であり、当該請求項の条件を満たさない比較例1~3は Δb^* が2.5~5.8である。…そうすると、少なくとも、本件明細書の色調変化の指標である Δb^* が、比較例1~3の中で最も少ない比較例3の2.5よりも少ないとには、当業者は、本件訂正発明2、5~8の課題が解決されたと認識するものといえる。(2)…原告指摘のとおり、実施例1(0.50質量%)、実施例5(0.10質量%)、実施例6(0.01質量%)、比較例2(0質量%)とエタノールの添加量が減少するに伴って、 Δb^* は、1.3、1.3、2.0、3.0と徐々に大きくなっていることから、エタノールの添加量が実施例6と比較例2の間の数値である0.001質量%になった場合の Δb^* は、3.0に近い数値となる可能性があり、2.5未満となるかは不明であるといわざるを得ない。しかしながら、成分(B)のエタノールの添加量が0.50質量%である実施例について、成分(A)であるイソクエルシトリン及びその糖付加物の含有量と Δb^* の

値を見ると…実施例12(0.345質量%)、実施例7(0.323質量%)、実施例1(0.083質量%)とイソクエルシトリン及びその糖付加物の含有量が減少するに伴って、 Δb^* は1.8、1.5、1.3と徐々に小さくなっている。そうすると、当業者は、エタノールの添加量が下限値の0.001質量%である場合においても、イソクエルシトリン及びその糖付加物の含有量を下限値の0.03質量%とすれば、 Δb^* が2.5未満となる蓋然性は非常に高いと理解することができる。(3) そうすると、本件訂正発明2、5~8において、エタノールの添加量が下限値の0.001質量%である場合には、イソクエルシトリン及びその糖付加物の含有量を下限値の0.03質量%とすれば、 Δb^* が2.5未満となり、当該発明の課題を解決できるものと、当業者が認識することができるといえる。…」

(本件訂正発明9について)

裁判所は、以下の理由から、原告の取消事由の主張には理由があるとして審決を取り消す判断を示した。

「…本件出願日当時、アスコルビン酸の褐変により飲料が色調変化するという技術常識があったものの、イソクエルシトリン及びその糖付加物の色調変化に起因して、飲料の色調が変化することは技術常識とはなっていなかったと認められる。…本件訂正発明9~16の解決課題は、容器詰飲料に含まれるイソクエルシトリン及びその糖付加物の色調変化を抑制することにより、当該飲料の色調変化を抑制する方法を提供することであると認められる。…実施例・比較例の全てにおいてイソクエルシトリン及びその糖付加物に加えて、L-アスコルビン酸も含まれている。…このような技術常識を有する当業者が、本件明細書の記載に接した際には、[0007]に記載された「顕在化した色調変化」、すなわち、比較例において観察された b^* 値の変化(Δb^*)は、L-アスコルビン酸の褐変に起因する色調変化を含む可能性があると理解し、イソクエルシトリン及びその糖付加物の色調変化のみを反映したものであると理解することはできないと解される。そうすると、実施例において、アルコール類を特定量添加しpHを調整することにより、比較例に比べて飲料の色調変化が抑制されていることに接しても、当業者は、比較例の飲料の色調変化がL-アスコルビン酸の褐変に起因する色調変化を含む可能性がある以上、イソクエルシトリン及びその糖付加物の色調変化が抑制されていることを直ちには認識することはできないというべきである。…本件訂正発明9~16は、容器詰飲料に含まれるイソクエルシトリン及びその糖付加物の色調変化を抑制することにより、当該容器詰飲料の色調変化を抑制する方法を提供するという課題を解決できるものと、当業者が認識することができるとはいえない。…原告は、審判事件弁駁書(乙8)において「アスコルビン酸が酸化により黄色となるこ

とは周知の技術的事項である」ことを指摘して本件訂正発明9~16がサポート要件及び実施可能要件を欠くと主張しているから(20~21頁)、「アスコルビン酸が酸化により黄色となることは周知の技術的事項である」ことを根拠として、本件訂正発明9~16がサポート要件及び実施可能要件を満たす旨の審決の判断が誤りであることを主張することは当然に認められ、取消事由3-4は、そのような主張を含むものと認められる。…経時の色調変化を示すことが知られていたL-アスコルビン酸という不純物が含まれる実験系による実験結果のみを開示したことによる誤りであることを主張することは、本件明細書において別途開示されているか、その記載や示唆がなくても本件出願日当時の当業者が前提とすることができる技術常識になっている必要がある。したがって、特許権者である被告において、本件明細書にこれらの開示をしておらず、また、当該技術常識の存在が立証できない以上、本件明細書にL-アスコルビン酸という不純物を含む実験系による実験結果のみを開示したことによる不利益を負うことは、やむを得ないものというべきである。…」

8. 筆者の見解

裁判所は、物の発明では、課題を「色調変化抑制効果を有する飲料の提供」と認定し、実施例の参酌により当該飲料が色調変化抑制効果を有すると理解してサポートされると判断した。一方、方法の発明では、課題を「飲料に含まれる特定成分の色調変化を抑制することで当該飲料の色調変化を抑制する方法の提供」と認定し、当該飲料自体の色調変化抑制方法を提供するだけでは足りず、実施例を参照しても特定成分の色調変化抑制メカニズムを理解できないとしてサポートされないと判断した。当該判断は、公知技術であるL-アスコルビン酸の色調変化を本件発明において失念したことに基づくと考える。もし方法の発明の課題をL-アスコルビン酸の色調変化を踏まえて設定していれば、物の発明がサポートされていることから、また、本件発明での色調変化抑制効果が酢酸エチルよりもアルコールの方が優れているという実験結果から、サポートされた可能性もあったと考える。

明細書の作成において、課題は、公知技術を踏まえ、発明のカテゴリーを意識して適切に設定することが望ましい。しかし、これは、今でも筆者の頭を悩ます大きな課題である。

報告



スポーツ部活動報告

上野治子 | Ueno Haruko 平木国際特許事務所 国内事務グループ



当事務所のスポーツ部の活動について、ご報告致します。

スポーツ部には現在、約50名の所員が所属しており、主な活動として、ゴルフコンペ、ボーリング大会、ランニング等を行っております。

ゴルフコンペは春と秋の年2回開催しており、少人数ではありますが、新緑もしくは紅葉のなかで日々の業務から離れ、のんびりとラウンドしています。ゴルフはプレーする部員が少なく、また、休日開催となりますので、参加者が少ないのですが、業務終了後に開催しているボーリング大会には、20名近くの参加者が集まります。このボーリング大会は、普段の業務ではありません関わることのない所員同士の良き交流の場となっているのではないかと感じています。参加者の方々からもとても好評ですし、気軽にできるスポーツですので、今後も定期的に開催したいと考えております。

気軽に行えるスポーツの代表格であるランニングでは、チームを組んで駅伝大会に参加しています。味の素スタジアムで行われるリレーマラソンには2度参加し、2度目にはタイムも縮まり、個人の走力とチームワークが向上したように感じました。昨年の冬には女子部員7名でスイーツマラソンに参加し、こちらは走力に不安がありながらも、和気あいあいとタスキを繋ぐことが出来ました。

ランニングとしては、駅伝だけではなく、10K、ハーフマラソンの大会にも参加しています。一昨年、昨年には山梨で開催された甲州フルーツマラソンに参加しました。南アルプス連峰が一望できる大パノラマを堪能するコースは、都内では味わうことの出来ない清々しい大会でした。大会終了後は、参加賞のお弁当を食べたり、ワイナリーを訪れたり、お土産に葡萄を買ったりと思い思いに過ごし、ちょっとした所員旅行のようでとても楽しめました。

また昨年、港区で開催されたハーフマラソンには、ランナーとしてではなく、ボランティアとして参加しました。色々な大会に参加するたびに、すべての大会はボランティアの方々の力があってこそ、成り立っているのだと思います。スポーツ部として、スポーツをするだけではなく、今後は、大会ボランティアとして参加してみるのもよいのではないかなど感じました。

国内で開催されるマラソン大会では、グループエントリーを行っているものがあります。スポーツ部では参加希望者を募り、フルマラソンへのグループエントリーも行っています。

しかしながら、国内の人気大会では申込者多数により抽選となるため、落選が続いていました…が、ついに2018年の大阪マラソンにグループで当選し、部員5名で参加してきました。大会前日に各自受付を済ませ、当日の朝、スタートゾーンで集合しました。大会は天気にも恵まれ、大阪の街を気持ちよく走ることが出来ました。フルマラソンに初挑戦の所員もいたのですが、各自練習を重ねた結果、無事、全員完走することが出来ました。



2018年の大阪マラソン記念撮影（後列中央：筆者）

大阪には当所の関西オフィスがありますが、所員同士なかなか顔を合わせる機会がありません。そんななか、関西オフィス勤務の方が大会当日、わざわざ応援に来てくれました。休日にもかかわらず、沿道から声援を送って頂いたことは、大きな励みとなり、完走への活力となりました。

所員間のコミュニケーションが上手く取れていれば、日々の業務をより円滑に進めることができるかと思います。スポーツ部としては、業務時間外での活動とはなりますが、今後も、所員の皆さんの交流の場となり、コミュニケーションツールの1つとなるような企画を提案していきたいと考えております。



「進歩性の理解」 ～進歩性の判断手法について～

林 浩 | Hayashi Hiroshi 平木国際特許事務所 弁理士 機械・電気部門統括

■ 1. はじめに

私は、特許庁に入庁して特許の世界に足を踏み入れ、33年間、特許の審査、審判のほか、行政、外交、研究、裁判等様々な部署で奉職し、特許庁の首席審判長を最後に退官した後、弁理士として4年ほどを過ごさせていただいた。専門技術としては「機械」を中心に制御、電気、高分子材料等広く携わってきたが、後半は技術というより(意匠・商標含めて)審判及び裁判に深く関わってきたので、技術分野共通の所謂「進歩性」、特にその判断手法について思うところを述べてみたい。なお、以下は、いずれも私見に過ぎず、弊所の公的見解ではないことにご留意いただきたい。

■ 2. 「進歩性」とは何か

「進歩性」という用語は一般にどのように理解されているのだろうか。手始めに家族に尋ねたところでは、「特許になるなんとか?」「29条でしょ」等々である。さすがに長年の伴侶や、親の背を見て育った者に尋ねるのは、SMAPファンに芸能人の人気投票を求めるようなものである。そこで、客觀性があり、裁判所が良く引用する「広辞苑第六版」を参照することにする。「進歩性」という項目はなく、関連するのは、「進歩：②物事が次第に発達すること…。『技術が一する。』」という項目だけである。これをみて、特許法(以下略)1条に、「産業の『発達』に寄与する」と規定されており、国語としての「進歩」の意味と表裏一体の表現が用いられていることに気が付く。特許法の根幹に関わる用語とも言えそうである。それはさておき、「進歩性」という用語は、まだまだ世間に定着したものであるとは言い難いようである。

実務家である知財部職員、弁理士等は、「進歩性」を知っているはずである。様々な立場で「進歩性」が存在することを説明・主張する際に、原稿や書面を急いで書き直すという過程の中で毎回「進歩性」を考えているのである。しかし、それが何たるかについてじっくり考える暇もないというのが実情であろう。たとえ尋ねたとしても皆違う答えを返してくる

かもしれない。アカデミアの方々に聞いても十人十色の答えであり、どれもしっくりこない。

■ 3. 「進歩性」の由来

ここで、目先を変えて、「進歩性」の由来乃至起源からみてみよう。まずは敬意を表して最高裁判所(大審院)の判例及び下級審の裁判例からみてみる。「進歩性」という用語が最初に出てきたものは、「焜炉」の技術に関する実用新案の抗告審判審決取消請求事件¹⁾で、「特許発明と比較した場合、その技術的進歩性が、実用新案においては小さく、特許発明においては大なる程度の差がある」と述べている。同裁判例は、現行法の目的規定(1条)との解釈とも重なっているが、どうもこれが判例・裁判例における初出のようである。実質的にみれば、さらに時代を遡った大正初期の大審院判例²⁾に、「唯其進歩ノ程度著シキ發明ハ特許法ニ依リテ…著シカラサル發明ハ之ヲ實用新案法ニ依リテ保護スル…。」とあり、「進歩の程度」なる観念として認識されていたようである。そこから少し時代を戻して昭和になると、より「進歩性」の概念に近い例として、大審院判例³⁾において前審(旧憲法下)である抗告審判審決及び初審(旧憲法下; 現行法での審査)における、「當業者力發明思想ヲ要セシテ容易ニ爲シ得ヘキ所ナリト認ム叙上ノ如クナルヲ…」という判断の概要を摘記しているものがある。どうやら、その頃には「進歩性」の概念が定着していたと窺われ、これが現行法にも引き継がれてい るようである。

外国の状況は、清瀬一郎先生の博士論文である「發明特許制度ノ起源及發達」に詳しい。先生曰く、「而シテ此精神を尚ホ推ソ究ルトキハ現ニ一般同業者ガ公知公施セザルモ此等公知公施ノモノヨリシテ容易ニ思考シ得ベキモノ(其同業者ノ知識ノ程度ヨリシテ)モ亦…專有ニ移ス可カラザルナリ。」と。これはエリザベス朝16世紀の発明特許状(専売条例)に関するMatthey's caseを引用した行である。判例が古いので "Thomas Webster 他 編 REPORTS AND NOTES OF CASES on LETTERS PATENT FOR INVENTIONS 1844" の解説に依るが、同判例には、"that such a light difference or inventions

should be no cause to restrain them,"とある。既にこの時代には、設計変更のような「進歩性」の概念の萌芽があったということであろう。これらを俯瞰すると、結局は現行法の規定を素直に読むのが最も近道であるように思えてくる。

■ 4. 「進歩性」の判断手法

「進歩性」が何であるかを探ることも大事だが、私のような実務家にとっては、その評価・判断の手法が眼前の課題である。そこで漸く本題となるが、そもそも、私が、特許庁に入庁した昭和50年代には、進歩性の審査基準などではなく、進歩性判断の主要な考え方方が参考例として3つ(「も」である)紹介されているだけであった。しかし、最近になって「進歩性」の判断手法について大きな議論があった。平成27年に審査基準の「進歩性」の項がかなり改められている。その過程で私も関与する機会があり、以前と比べて「進歩性」の判断の枠組みの論理化を進めることができたように感じている。また、昨年には「ピリミジン誘導体」事件知財高裁大合議判決⁴⁾において「進歩性」の判断における要件事実の考え方方が示され、裁判所としても審査基準を包摂する考え方を明らかにした。この裁判例は、「進歩性」の判断手法の規範を垂示したという点により重要な裁判例として受け止めるべきと思う。

では、どのように判断するのか。先に現行法の規定を素直に読むと述べたので、最初に、これまで当然のように用いてきた「進歩性」という用語について、法律的に正確なのか否かについて考えてみたい。現行法を含めて過去の特許法のいずれにも「進歩性」なる用語は用いられていない。現行法では29条2項に「当業者が容易に発明をすることができた」という要件が定義されているが、これを「進歩性」の要件と称するのは正しいのか否か⁵⁾。同項の定めは、所謂「容易想到性(容易に発明することができたこと)」の存在という抽象的な要件事実の存在の有無を問う規定であって、それ以上でも以下でもない。

「進歩性」・「非容易想到性」 VS 「容易想到性(容易に発明すること...)」
(慣用語) (慣用語の言換) (特許法上の要件)

「進歩性」という用語と29条2項の要件とを上記のように比較すると、発想が逆であり、「進歩性」という用語を用いない方が法条を混乱なく理解できるのではないかと思う。

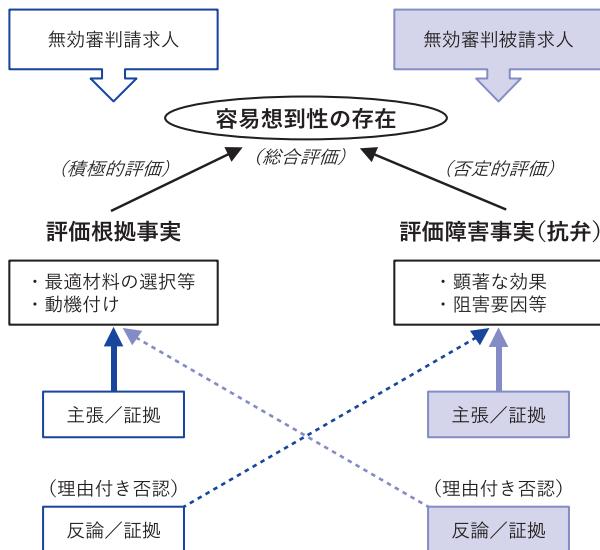
その理解の下で、現行法が依拠する行政事件訴訟法や民事訴訟法を前提にして法条を素直に読めば、特許を得るために特許庁(無効審判請求人等)の「容易想到性」という事実が存在するという主張及び立証に対して、出願人(特許権者等)の「容易想到性」という事実が存在しないかも知れない

いう心証が得られる程度の反論・反証が認められた場合であることになる。言い換えれば、出願人等は、「進歩性」が存在する(「容易想到性」が存在しない)という主張・立証を行う必要は本来⁶⁾ないこととなる⁷⁾。

特許に関わる方は、ぜひ、これまでの「進歩性がある」とを求める思考から、「容易想到性が存在するとまではいえない」という思考へと、発明評価の発想転換をしては如何であろうか。そのようにすることで、今まで埋もれていた発明を発掘し、また、今後は新たな発明の種をより多く生み出すことが可能になるのではないかと思う。

紙面にも限りがあるので、「進歩性」の判断手法の説明の補足として、筆者の古い寄稿⁸⁾から結論となる参考図を文末に引用しておきたい。旧稿をご笑覧いただければ幸いである。

上記判断手法は、民事裁判の基礎となる「要件事実論」の枠組みを「進歩性」の判断手法に適用した結論を端的に示したものである。民事訴訟法の分野で発展し、民事裁判所で結論が下されるものであれば、その判断の枠組みを適用することは合理的であり、上記知財高裁大合議判決の説示も当然の帰結であろう。詳細にみると、発明の効果の取扱等まだまだ分析不足の点もあるが、そこは、次の機会があれば、さらに考えていきたい。



1) 東京高裁昭和31年6月5日昭和29年(行ナ)第19号

2) 大審院大正4年5月7日大正3年(才)第444号

3) 大審院昭和4年6月8日昭和4年(才)第418号

4) 知財高裁平成30年4月13日平成28年(行ケ)第10182号, 同第10184号判決

5) 後述の旧稿では統計的に分析し、特許庁審決は「進歩性」を、裁判所は「容易想到性」を、29条2項の略称表現として選好していると分析している。

6) 場面に応じ、特に特許審査の段階は、主張等を行った方が有益である。

7) 実際に「進歩性」を評価するためには、解決すべき課題、解決手段及びその作用、効果等についてそれぞれ事実認定等を行わないとならないし、主張・立証責任の所在が異なってくる。

8) 特技懇会報2014.5.14 <www.tokugikon.jp/gikonshi/273/273bridge.pdf>

知的財産豆問答

～侵害注意！著作権の巻～

私は本の虫、活字中毒を自認しております、三度の飯よりも本が好きです。

本は師匠、友達のような大切な存在で、尊敬する著者がたくさんいます。

昔人間のため本は未だ「紙」で出来たものを読んでいますが、最近は電子書籍が普及してきました。

また、ネット上にも様々な文書、記事が氾濫しています。

活字中毒者には幸せな状況とも言えますが、そうでもありません。

紙で出版されるものと違って、他者のチェックが働きにくい分、まさに玉石混交と言えます。

これって著者に失礼じゃないの？

まとめサイトなどの記事によっては、オリジナルの文章を丸写しして、最後にちょろつとコメントを書いただけの省エネページが多く見受けられます。

「ちょっとずるい感じがするなあ…。こんなことして、著者に失礼じゃないかなあ。著作権侵害で文句言われないのかなあ」

と、思ったところで気が付きました。私、著作権という言葉は知っていても、著作権を侵害するかしないのか、具体的な基準が分かっていない!もしかして私も知らぬ間に侵害する可能性があるかも!?大変!

…そこで、早速、弁理士会著作権委員会の委員長を務めた経験もある当事務所の弁理士に聞いてみることにしました(←これはするくない省エネです♪)。

自分が本や記事を書く場合

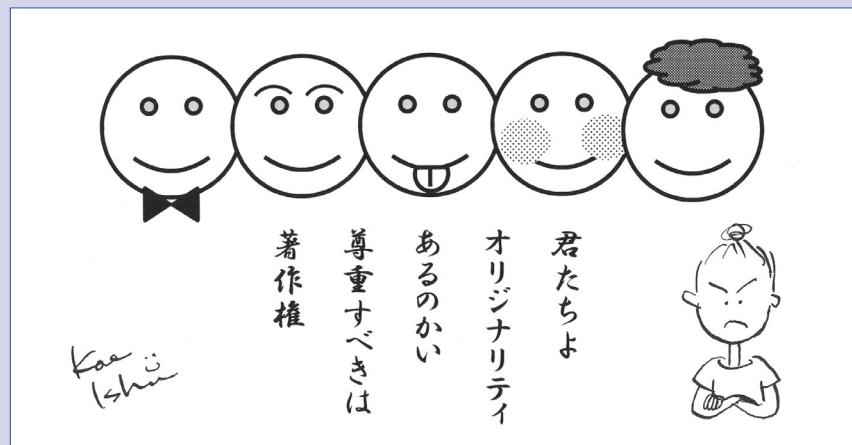
—先生、こんにちは。今日は著作権についてちょっと教えてほしいことがあります。自分が本や記事を書く場合、有名人の言葉、歴史上の名言などを引用したい時は、何か許可がいるんでしょうか?

お、今日はいきなり著作権について質問ですね。いつもながら唐突ですね。

まず、名言、言葉が著作物かどうかが問題になるのですが、その切り分けには名言、言葉の「出どころ」がポイントになります。

著作権法の保護対象になる著作物では著作権法で「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義されています。

ですから、例えば「吾輩は猫である。名前はまだない」のような小説や評論の中のフレーズは文芸の著作物の「一部」ということになるので、保護対象である著作物ということになります(あまりに短すぎる場合やごくありふれ



た言葉の場合は保護対象にはなりません)。

これに対して、例えば「板垣死すとも自由は死せず」のように口に出した言葉が有名になつたものは著作物とは言えないので、引用する場合に基本的に許可はいりません。

—その言葉知ってる~。襲われて血を流しながらそんなカッコイイ言葉言えるなんてすごいですよね。よっ、大臣!

…次にその言葉がいつ頃のものかというのがポイントになります。

著作権は、著作者の人格を保護する著作者人格権と、著作物の財産的価値を保護する著作財産権(一般的な著作権)に分けられ、それらがさらに複数の権利からなっているのですが(これを専門用語では支分権の束といいます)、他人が著作物を引用、使用したり、複製したりするときに問題になるのは基本的には著作財産権です(他人が勝手に複製したりしたら、その分財産的な価値が目減りますので)。そしてこの著作財産権には終期があります。

具体的には個人が創作した著作物だと作者(著作者)の死後70年、会社(法人)がつくったものだと「発表から」70年と定められています。

ですから、先に述べたような著作物にあた

る名言の場合、それを言ったり書いたりした人の死後70年以上経つていれば許可なく自由に引用できるということになりますね。

逆に言えば著作物にあたる名言の場合、発した人が存命の場合や、亡くなっていても死後70年経っていない場合は許可が必要ということになります。

とはいっても大変ですよね。その場合、のちほど説明する引用のルールを守れば、許可なく引用することが可能になります。

—70年経っていないうちに、著者が亡くなった場合にはどうしたらいいんでしょう。著作権は相続できるんですか?

さきほど著作権は著作者の人格を保護するための著作者人格権と、著作物の財産的価値を保護する著作財産権に大きく分けられると説明ましたが、著作者人格権は守るべき著作者にのみ帰属するものとして相続はできません。対して、著作財産権、具体的には著作物を勝手に複製することを禁じる複製権や、勝手に譲り渡すことを禁じる譲渡権などは相続の対象になります。

ですから、著者の死後(かつ著作財産権

Patent Topics

の存続期間内)は、相続人や相続人に委託された管理会社などに連絡を取り、許可を得る必要があります。

—有名人すぎてコンタクトが取れない場合にはどうしたら良いんでしょう?他にも、一発屋の芸能人など、所在不明で本人にコンタクトがとれなくなっていることもありますよね。

「超有名人は頑張ってコンタクトを取れ。行方不明でも原則頑張って探せ」、ですね。

—大変だ~。ところで、引用の文章量の方が多くて最後に感想がちょっと、というサイトがたくさんありますけど、まとめサイトや、書籍・映像作品、ニュースなどの紹介記事は、著作権を侵害しないんでしょうか?侵害しているか否かの判断基準についても教えて下さい。

確かに、まとめサイトなどで元の文章を全文掲載しているものがありますね。ああいつたものは、先程の引用のルールの「引用の分量・範囲が適切であること」に反するので著作権侵害になる可能性が高いでしょう。

ただし、他人のサイトのURL(インターネットのアドレス)を貼り付ける行為や、Youtubeなどにある「共有」機能を使って動画を埋め込むような行為は著作権に違反しないと考えられています。

著作物自身を複製したりしている訳ではないからです。

勿論、Youtubeから動画自身を勝手にダウンロードしてアップすることが著作権法に違反することはいまだありません。

—人様の著作権は大事にして、いろいろと注意しなければいけないんですね。文章を引用する場合にしておくべきこと、気を付けるべきことを簡単にまとめて下さい!

先ほど説明したように、他人の著作物であっても、著作権法で定められた以下の引用のルールを守れば著作権者の許可なく引用することができます。

1. 引用することに必要性があること。

例えば評論などで、他人の文章等を引用することで、論点が明確になるなど引用することに必要性、意味があることが必要です。

2. 引用する分量・範囲が適切であること

必要以上に長々と引用してはいけないという

ことですね。長い文章全体を引用するのは原則認められないといわれています。では短い詩や俳句などはどうでしょうか?この場合は他のルールを守ることで全部を引用しても良いと考えられています。

3. 地の文と引用された文が明確に区別されていること、引用された文を改変しないこと。どこまでが地の文で、どこからが引用かはつきり分かるように、引用部は「」などで囲むなどすることが必要です。また引用する文は原則オリジナルのままでなければなりません。

4. 出典を明らかにすること。

引用元の書籍の題号、著者名、出版社、出版時期などを示すことが必要です。

…よく分かりました。私も何か書く場合には、十分注意します!

映像資料いろいろ

—先生、ついでに、著作権と言えば映画、映像資料について、この際いろいろお聞きしたいと思います。

街中で撮った映像資料に某歌手の有名な曲が流れていた場合には著作権者の許可を取る必要がありますか?編集によるBGMの挿入ではなくて、偶然、の場合です。

撮影した映像に著作物性のある画像がたまたま映り込んでいたり、音楽が流れている場合は「付随対象著作物」であるとして、許可を取る必要はありません。

ただし、街中の画像や流れている音楽を記録する意図で撮影し、それを公開したり、ネットにアップしたりする場合は、厳密には許可を取る必要があるでしょう。

—撮影した映像資料に一般人の顔が移っている場合、全員に許可を得ないといけないんでしょうか?

これには肖像権という新しい権利に関する問題になります。

誰でも、自身の顔や姿を勝手に撮影されたり、撮影されたものを公開されたりするのはイヤですよね。そのような精神的苦痛を負わないようにする権利が肖像権です。

さらに言うと、肖像権には無断に撮影されることで自身のプライバシーが暴かれることを防ぐプライバシー権と、特に芸能人などの有名人の場合、その肖像には財産的な価値があり、それを勝手に撮影されたり、公開され

たりすることで、財産的損害を受けることを防ぐパブリシティ権の2つの側面があります。

—権利の様々な側面を丁寧に見ていくんですね。

そうです。ですから、例え一般人であっても、肖像権を守るために、映像に映り込んでしまった場合はすべて許可を得なければならないのが原則です。

とはいって、例え街中の風景を撮影したときに、映っているすべての人たちの許諾を取るのは現実には難しいですよね。ですから、たまたま映り込んだ人については、映り込んだくらいではそこまで精神的苦痛は負わないだろうということで、許諾はいらないという考え方が一般的です。対して、一般人であっても特定の人を意図を持って撮影する場合、例え、街中でケンカをしている人を撮影する場合は、許諾が必要ということになります。

有名人の場合はパブリシティ権の問題もありますので、映り込みであっても許諾は必要といえるでしょう。

—昔の記録映像を編集して再利用(別利用)する場合には、改めて許可をもらう必要がありますか?元の映像の著作権者、映っている人両者にどう対応すべきでしょうか。

著作権者に対して、元の映像の著作権の存続期間が切れていない場合は再度許可を取る必要があります。また、元の映像に映っている人に対しても、肖像権の侵害については編集された映像毎、その都度判断されますから、やはり許可が必要でしょう。

—映っている人が政治家だったら公人として許可は不要ですか?

有名人であっても政治家は投票等で選ばれることから、例えプライバシーに属する部分であっても、投票の際の判断基準になり得るという理由で、肖像権についてはプライバシー権、パブリシティ権とも、一般人や政治家以外の有名人よりも制限される傾向が強いです。

…なるほど、よく分かりました。ネット社会になり、今後はこれまでにない様々な問題が起こって、新たな判断基準が出てくることもあると思います。当事務所では著作権に関するご相談もお受けしておりますので、お困りの際には是非ご相談下さい!

(文責: 平木康男・石井佳恵)



競争なき新天地を目指せ パイオニア戦略「食性転換」

漆山誠一 | Urushiyama Seiichi 平木国際特許事務所 弁理士

競

争：同じ目的に対してお互いが優劣を競い合うこと。生きている限り誰もがあらゆる場面でこの2文字に遭遇します。より優位な地位や資源を獲得するためには、競争に勝たなければなりません。このような競争原理は、生物の種内／種間競争や人の資本主義経済で特に顕著です。この原理の下では、競合他者に勝ち続ける必要があります。しかし、競争に明け暮れる生活は正直疲れます。生きていく以上、競争は不可避なのでしょうか？あらゆる生存戦略を備えた生物界には、その答えがありそうです。今回は、競争回避の戦略について紹介します。

◆競争は回避可能

そもそも競争をせずに優位な地位や資源を獲得するなどという虫の良い戦略が成立するのでしょうか？結論から言えばイエスです。実はこの回答は、本シリーズの第3回で既に紹介しています。ニッチをずらしてお互いが干渉しないようにする「棲み分け」がその答えです。競合他者とのガチンコ勝負で、どちらかが敗北するまで血みどろの戦いを繰り広げるよりも、生活の場などをほんの少しづらして、競合他者と直接関わらないようにすることで競争を回避するというものです。この戦略は、自分の勢力が相手勢力よりも劣る場合に特に有効です。しかし、この場合の棲み分けは、言わば「逃げの戦略」です。もちろん、生存戦略上、逃げも立派な戦略ですが、競争しない分、その見返りが少なくなる点は否定できません。

では、競争をせずに高い見返りを得るという「攻めの戦略」はないのでしょうか。そのような戦略について、少し考えてみることにしましょう。

◆最大の競合他者は近縁種

人間には現存する近縁種はいませんが、多くの生物には同じ祖先種から分かれた分類学的に近い種が多数存在しています。多くの場合、そのような近縁種が最大の競合他者になります。考えてみれば、祖先種が同じなので、互いに生態もよく似ており、近接した場合は争いに発展しやすいのは当たり前です。もちろん、彼らは不要な競争が起こらないように、ニッチをずらしてお互いの干渉を最小限に抑えることで、それぞれの種を維持しています。

そのような近縁種どうしの棲み分けを、アゲハチョウを例に説明しましょう。アゲハチョウの仲間（アゲハチョウ属）には、お馴染みのナミアゲハ（アゲハチョウ）をはじめ、黒くて大きなクロアゲハや豪華絢爛なカラスアゲハなどの複数種が含まれています。姿形が違っていても祖先種は同じですから、これらの種の生態は大変よく似ています。例えば、アゲハチョウ属の幼虫のほとんどはミカン科植物の葉を餌にしています。實際には同じミカン科植物でもチョウの種類ごとに好みの樹種が異なるのですが、相互に代替が可能となっています。つまり、ミカン科植物という共通資源を利用している以上、骨肉の争いとも言える競争に発展する危険性を秘めているのです。そこで、彼ら

は生活環境を分けることで、お互いがなるべく鉢合わせしないようにしています。文字通りの棲み分けです。例えば、最大勢力のナミアゲハは主に平地を中心に分布していますが、クロアゲハは低山地から山地にかけて分布しています。また、勢力の最も弱いカラスアゲハは山地だけに分布しています。クロアゲハやカラスアゲハの戦略はナミアゲハに対しての「逃げの戦略」とも言えるでしょう。

◆食性転換という離れ業

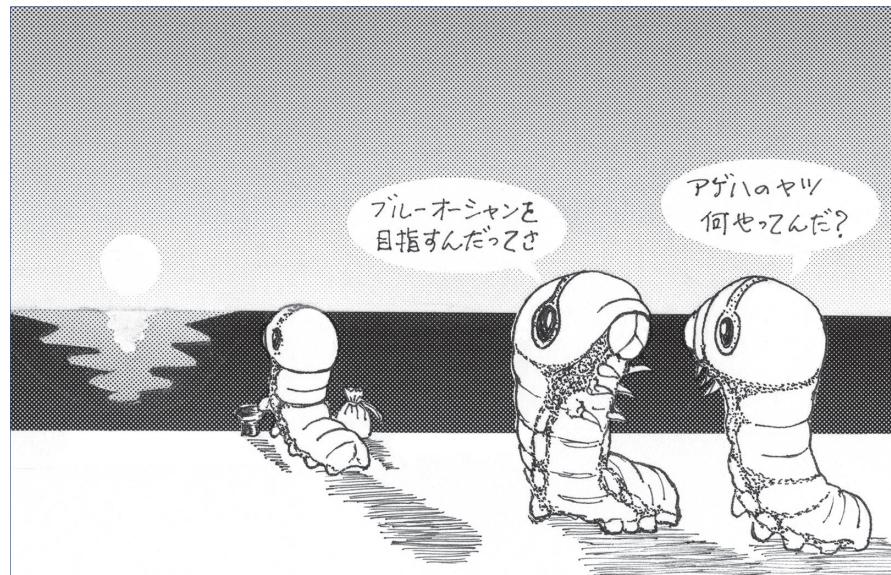
ところで、キアゲハという名のナミアゲハと姿形が瓜二つのチョウがいます。このキアゲハは、アゲハチョウ属であるにもかかわらず、平地から山地にまで広く分布している上に、ナミアゲハと同じか、又はそれ以上の勢力を誇っています。なぜそのようなことが可能なのでしょうか。実はキアゲハの幼虫は、アゲハチョウ属の中で不文律となっているミカン科植物ではなく、セリ科植物を餌にしているのです。身近なセリ科植物の代表格は、ニンジンやパセリです。ミカンとは似ても似つかないことは素人目にも明らかでしょう。そもそもセリ科植物を餌にするチョウはアゲハチョウ属どころか他のチョウにもいません。つまり、キアゲハは、幼虫の餌があまりにも型破りで、他のアゲハチョウ属との間で利用する資源の共通性が全くないことから競争自体が成立しないのです。そのため、セリ科植物の分布する場所であれば、ナミアゲハやクロアゲハ等の近縁種と同じ

生活環境の中で他の近縁種の存在を気にすることなく生きていけるのです。

キアゲハも元々は他のアゲハチョウ属と同様にミカン科植物を餌としていたと考えられています。ところが、進化の過程で、セリ科植物を餌にする食性を突然獲得したようです。このように近縁種間で共通していた食性を、特定の種が完全に変えてしまう現象を「食性転換」と呼んでいます(広義には、モンシロチョウの幼虫がキャベツを食べ、成虫が花の蜜を吸うように、同じ種の親子が食性を変える場合も含みますが、複雑になるため本稿では近縁種間の現象にとどめます)。生物界には食性が他の近縁種と隔絶している種が時々見られますが、その多くは食性転換によって生じたものと考えられています。

食性転換がどのようにして生じるのか、その詳しいメカニズムについては、まだわかっていないません。ただ、それが生物多様性に一役買っていることは間違いないなさそうです。とは言え、食物は生物が生きていく上で最も重要なものです。その食物を完全に変えてしまうことは、本来大変リスキーです。恐らく食性転換した種の全てが生き残っているわけではないでしょう。それでも一度食性転換を克服すれば、それによって得られる恩恵は絶大です。まず、近縁種との間で競争が起きません。生物間の競争は、食物の奪い合いと言い換えることもできますが、最大競合他者である近縁種とは食物が異なるため競争する必要がないからです。また、食物が異なるというニッチのズレがあるため、他の近縁種と同じ空間に存在することが可能です。それによって、セリ科植物さえあれば広い生活空間を得ることも可能です。さらに、少なくとも近縁種との間では食物の奪い合いが起こりません。これは、食物を独占できることを意味しています。

キアゲハの食性転換も棲み分けの形態の一つです。しかし、それはクロアゲハやカラスアゲハのような「逃げの戦略」ではありません。アゲハチョウ属のほとんどのチョウは、ミカン科植物を



餌資源にするという不文律化した枠組みの中で、他種より優位になることに心血を注いでいます。ところが、キアゲハの場合、その前提とも言える枠組みを逸脱し、他の近縁種とは全く異なる新しい世界で生きてゆく、言わばバイオニア的な戦略を採用しています。このような戦略は、棲み分けの中でも「攻めの戦略」と言ってもよいでしょう。

◆ブルー・オーシャン戦略

キアゲハのような食性転換による生存戦略は、企業どうしが競合し合うビジネスの場でも応用可能です。事実、これによく似た経営戦略論が、W・チャン・キム＆レネ・モボルニュによって「ブルー・オーシャン戦略」として提唱されています。ブルー・オーシャン戦略とは、既存の市場を競争の激化によって血で赤く染まったレッド・オーシャン(赤い海)に例え、企業はそのようなレッド・オーシャンの中で競争し続けるのではなく、競争のない未開拓市場、すなわちブルー・オーシャン(青い海)を切り開いていくべきであるとする戦略です。キムらは、これまでの競争の土俵の外にも目を向けることで、従来の殻を破り、既存の市場の枠組みを超えるブルー・オーシャンを創造することができるとしています。

もちろん、既存業界の枠をはみ出し

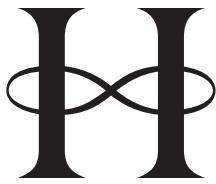
て冒險を試みれば失敗をする可能性が高い点も食性転換による生物の生存戦略と同じです。ただし、キムらは、この問題を生物のように試行錯誤の運任せで解決するのではなく、ブルー・オーシャン戦略の策定と、実行に伴うリスクを最小限に抑えるために、その指針と分析手法についても紹介をしています。

◆競争なき戦略

以上のように、競争をしない戦略は、競争を回避する逃げの戦略と競争を成立させない攻めの戦略に二分されます。逃げの戦略は、競合他者と同じ土俵で、より強い勢力との差別化を図りながら、他者の干渉が及ばない狭いニッチで生きていく戦略と言えるでしょう。一方、攻めの戦略は、従来の土俵の外で新たなニッチ／市場を開拓する戦略です。未開拓のブルー・オーシャンであるが故に、進出に際してのリスクは決して低くはないものの、その見返りは非常に大きいと言えるでしょう。自社の将来に行き詰まりを感じたときには、競争のないブルー・オーシャン戦略を考えてみるのもよいかもしれません。

[参考文献]

『ブルー・オーシャン戦略』、
W・チャン・キム＆レネ・モボルニュ著、
武田ランダムハウスジャパン



平木国際特許事務所

●東京オフィス

〒105-6232
東京都港区愛宕2丁目5-1
愛宕グリーンヒルズ MORIタワー 32F
TEL.03-5425-1800 FAX.03-5425-0981

東京オフィス周辺MAP



ACCESS

[最寄駅からのアクセス]

- ❖ 東京メトロ 日比谷線「神谷町」駅より徒歩4分、3番出口より御成門駅方面へ
- ❖ 都営地下鉄 三田線「御成門」駅より徒歩3分、A5番出口より神谷町駅方面へ



●関西オフィス

〒550-0002
大阪府大阪市西区江戸堀1-2-11
大同生命南館5F
TEL.06-6446-0381 FAX.06-6446-0382



ACCESS

[最寄駅からのアクセス]

- ❖ 大阪市営地下鉄 四つ橋線「肥後橋」駅5-A出口より徒歩1分
または1-A出口より徒歩2分（大同生命大阪本社ビル地下直結）
- ❖ 大阪市営地下鉄 御堂筋線「淀屋橋」駅3または4番出口より徒歩6分

<http://www.hiraki-patent.co.jp/>



HIRAKI & ASSOCIATES Newsletter vol.15

平木国際特許事務所 ニューズレター

JULY 2019

[本冊子に関するお問合せ先]

TEL.03-5425-1800 / FAX.03-5425-0981 / E-mail : hiraki@hiraki-patent.co.jp

- 本冊子は知的財産に関する一般的な情報を取りまとめたものです。したがって、個別の事案についての当事務所の具体的な対応のあり方や助言を示すものではありません。
- 本冊子の送付をご希望されない方、また、受領者以外で本冊子の送付をご希望される方は、電話・ファックス・メールなどで編集部までご連絡ください。

| 編 | 集 | 後 | 記 |

今号が発行される令和元年7月には、平木国際特許事務所も新しい体制で出発して半月余が経っております。

そこで、今号は新旧の所長の挨拶を主体として編集していますが、知的財産豆問答をはじめ、他の記事も読み応えのあるものになったのではないかと自負しております。事務所の体制が新しくなったからといいましても、お客様のご要望にお応えして、良い願書、良い明細書を作成するという基本方針は全く変わりません。

平木国際特許事務所所員一同、新しい元号と共に、新たな気持ちで更に良い仕事をていきたいと思っております。